

令和 8 年度

佐世保市住宅性能向上リフォーム支援事業
補助制度のご案内

【お問い合わせ先】

佐世保市 建築指導課

〒857-8585

長崎県佐世保市八幡町 1-10 (本庁舎 8 階)

電話 番 号 : 0956-25-9629

F A X 番 号 : 0956-25-9678

メールアドレス : kentiku@city.sasebo.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/kentiku/reform.html>

目次

1 . 補助の対象条件および内容について	2
(1) 補助対象者.....	2
(2) 補助対象住宅.....	2
(3) 補助対象工事.....	3
(4) 補助対象経費・補助額等.....	3
(5) 補助対象の留意点.....	4
2 . 手続きについて	5
(1) 手続きの流れ.....	5
(2) 手続きの留意点.....	6
3 . 申請に必要な書類について	9
(1) 抽選申込.....	9
(2) 補助金交付申請.....	9
(3) 計画の変更申請.....	10
(4) 完了実績報告申請.....	10
(5) 補助金の請求.....	10
(6) 工事の中止.....	10
4 . 補助対象工事について	11
(1) バリアフリー・安全型.....	11
(2) 省エネルギー型.....	12
(3) 防災型.....	13
(4) その他.....	14

【別冊資料 1】 申請書様式記入例

【別冊資料 2】 よくあるご質問

1. 補助の対象条件および内容について

(1) 補助対象者

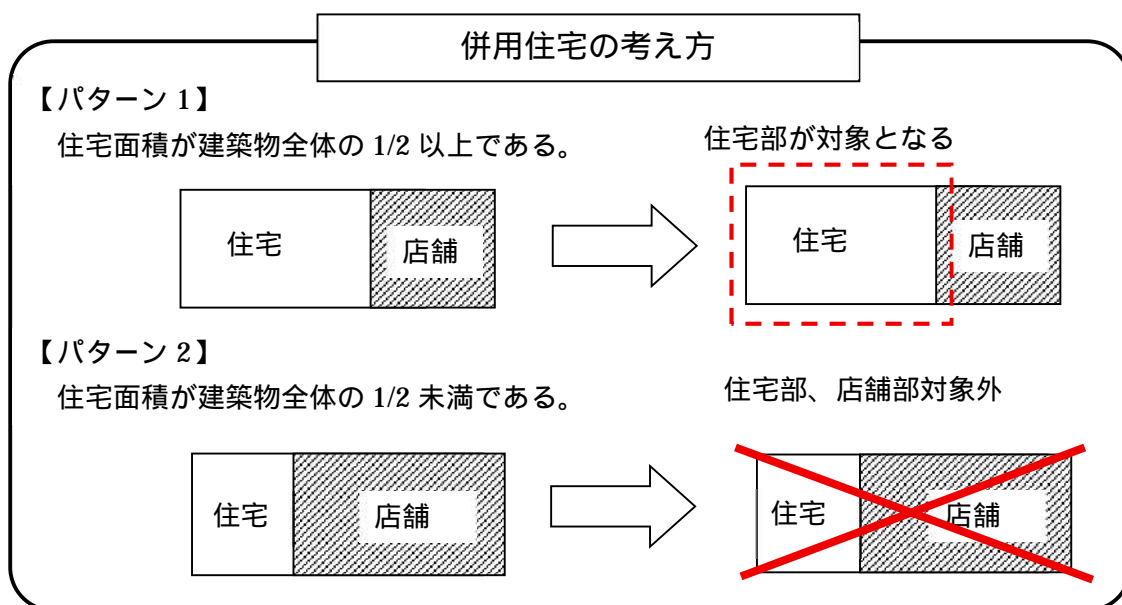
補助対象者は、次の1)～4)の全てを満足する方です。

- 1) 本市の住民であること。
(本市の住民基本台帳に記載されていること(完了実績報告書を提出する時点で住民基本台帳に記載されていることが確実であると市長が認めるときを含む。))
- 2) 市税の滞納がないこと。
- 3) 住宅を所有していること。
(市内に住宅を所有し、当該住宅の建物登記簿の名義人(法人名義である住宅を除く。)であること。また、相続人等相当の理由があると市長が認めたもの。)
- 4) その住宅に居住していること。
(完了実績報告書を提出する時点で居住することが確実であると市長が認めるときを含む。)

(2) 補助対象住宅

補助対象住宅は、次のいずれかに該当するものです。

- 1) 一戸建て住宅
- 2) 併用住宅
併用住宅の場合は、申請時点において住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限ります。



3) マンション等の専用部分

マンション等に関しては専用部分(住戸部分)であり、共用廊下や共用階段等の共用部分は含めません。また、賃貸は対象外です。

2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物をいう。)で、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)

(3) 補助対象工事

対象工事は、次の 1) ~ 3) のいずれかに該当する工事で、住宅の性能が向上するものです。具体的な工事については項目 6 をご参照ください。

1) バリアフリー・安全型

生活動線上の段差解消や動作補助手すりの設置など、住環境の円滑な生活が行えるためのリフォーム

2) 省エネルギー型

開口部の断熱や天井・屋根・壁の断熱、高効率設備の設置など、住戸の省エネルギー化を図るためのリフォーム

3) 防災型

耐風瓦への葺き替えや防火外壁への改修など、住戸の防災性能を向上させるリフォーム

(4) 補助対象経費・補助額等

1) 補助対象経費

補助対象経費とは、補助金の対象となる工事費のことです。つまり、工事に関連する費用を意味し、以後「対象工事費」と呼びます。

対象工事費の条件は、税抜きで『30万円』以上のものとなります。

2) 補助額

補助額は、対象工事費の『1/5』で、『20万円』が限度です。

(算出後、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切捨てます。)

3) 補助の併用

原則として他の補助金との併用はできませんが、本事業の対象範囲と他の補助事業の範囲が**明確に区分できる工事**については、申請が可能です。以下に事例を記載します。

- 例 -

(改修工事概要)

- ・改修工事全体の工事費は 270 万円
- ・工事 A と工事 B は別部分の工事で、費用の内訳は工事 A が 70 万円、工事 B が 200 万円
- ・工事 A は本事業の対象で、工事 B は国等の補助対象
- ・工事 A と工事 B は同時に行う

(本事業の補助額算定)

対象工事費 : 工事 A の額 70 万円 (30 万円)

補助金算定 : 70 万円 × 1/5 = 14 万円 (20 万円)

以上より本事業の補助額は 14 万円となる。

← 改修工事費 270 万円 →

工事 (本事業の対象)
費用 : 70 万円

工事 (国等の補助対象)
費用 : 200 万円

(5) 補助対象の留意点

1) 補助対象工事とならないもの

以下の工事は、本事業の対象となりません。

- 新築工事
- 増築工事を伴うリフォーム工事

-リフォーム工事と同時に行う増築工事について-

増築工事部分は補助対象外ですが、リフォーム工事と増築工事を同時に行う場合、工事部分と費用を明確に区分できるのであれば、リフォーム工事部分は補助対象工事となります。

-法律に関する手続きについて-

「増築工事」や「大規模な修繕・模様替え」を行う場合は、工事に先立ち建築基準法の手続きが必要となる場合があります。手続きの対象工事となる場合は、手続きが終わらないと、法律上、着工できませんので、事前に建築士へご相談ください。

大規模な修繕・模様替えとは、主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）のいずれか1種類以上について、その過半を改修する工事のこと。

- 住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事

2) その他の留意点

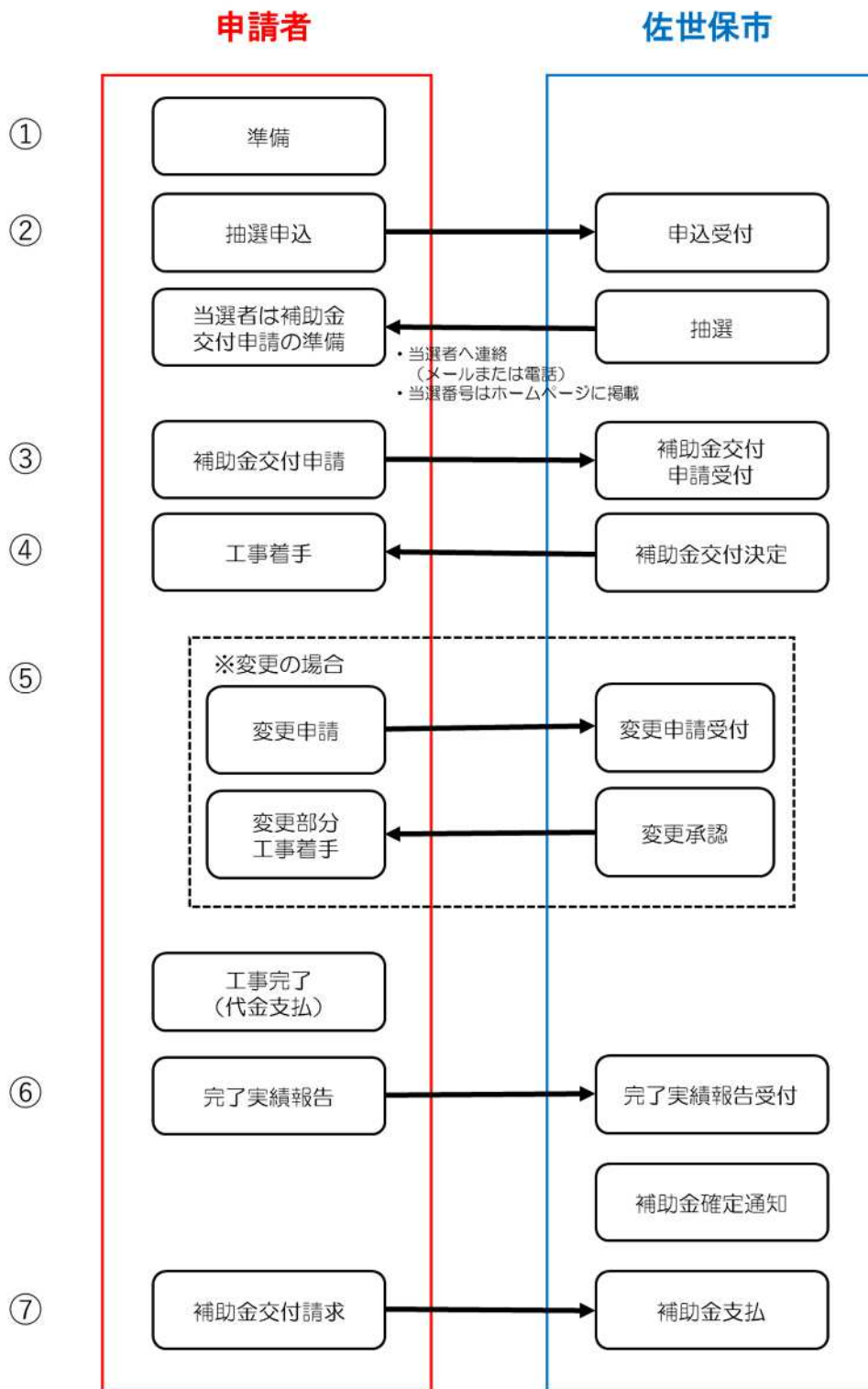
- 申請は1住宅につき1回限りです。
- 改修後に、その住宅に居住しない場合、補助対象となりません。

上記事項に反した場合は、補助金の返還を求めます。

2. 手続きについて

(1) 手続きの流れ

～ の手続きに関する留意点は、次項を参照ください。



< 工事の中止について >

- ・ 補助金交付申請前 : 建築指導課へ必ず連絡願います。
- ・ 補助金交付申請後 : 中止届を提出願います。

(2) 手続きの留意点

1) 申請先

各手続きにおける申請先は、建築指導課の窓口となります。(本庁舎8階)
各支所やコミュニティセンターでは取り扱っていませんので、ご注意ください。

2) 各手続きの留意点

準備

- ・リフォーム工事を行う施工業者から見積書を受け取ってください。
見積もりについては、複数業者から徴収することをお勧めします。
- ・見積書は、本事業専用のものをご準備ください。(別冊資料1参照)
- ・リフォーム工事を行う部分の着工前の写真を撮影ください。
(当選された場合、交付申請で必要となります。)

抽選申込

1) 受付

- ・抽選申込は、原則オンライン申請となります。
- ・やむを得ずオンライン申請ができない場合は、用紙にて申請を行ってください。
- ・**抽選申込の期間は、令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)です。**
- ・抽選番号は、申込後にメール(グラファール)にてお知らせします。用紙申請の方へは申込時にお知らせします。

2) 抽選

- ・当選者数は、予算額(6000万円)に達するまでの人数となります。
- ・当選者にはメール(グラファール)にてご連絡します。用紙申請の方には、電話連絡しますが、一定期間連絡がつかない場合は、キャンセル扱いとなりますので、ご注意ください。
- ・抽選後、辞退者が出た場合、次点の方が当選となります。次点の順位についてはメールでお知らせします。用紙申請の方には、電話連絡しますが、一定期間連絡がつかない場合は、キャンセル扱いとなりますので、ご注意ください。
- ・当選番号および次点の順位は、ホームページでもお知らせします。
- ・次点当選の際、すでに着工されている場合は、対象外となります。

3) その他

- ・抽選申込の時点では、審査は行いません。そのため、たとえ当選した場合でも、補助金交付申請の審査において補助の条件に合致しないことが判明した場合は、補助対象とはなりません。
- ・抽選申込時点で、予算額に達しなかった場合は、追加で募集します。追加

募集は、別途、ホームページでお知らせします。

- ・当選後、工事を中止される場合は必ず建築指導課へ連絡願います。
 - 1 やむを得ない場合とは、インターネット環境をお持ちでない場合です。インターネット環境がある場合は、オンライン申請をお願いします。
 - 2 当選又は次点当選した日から7日間（土日祝を除く）ご連絡がとれない場合は、キャンセル扱いとなります。

補助金交付申請

1) 受付

- ・当選された方は、用紙にて申請を行ってください。
- ・当選後、**60日以内に申請が行われない場合は、キャンセル扱いとなります。**ただし、60日以内に建築指導課へ連絡があり、申請できない正当な理由があると判断された場合は、この限りではありません。
- ・申請される前に、「完了実績報告書の作成」が提出期限に間に合うかどうか、工期も含めて十分にご確認ください。（提出期限は 参照）

2) 交付

- ・申請書の審査の結果、支障なければ交付決定通知書が交付されます。
- ・交付の連絡は、メールで行います（メールアドレスがない方には、電話又はFAXでご連絡いたします）。なお、手続きを委任されている場合は、代理人に連絡いたします。
- ・通知書は建築指導課でお受け取りください。受け取りについてですが、申請時に返信用封筒などを同封していただければ、それを使用して送付することが可能です。

3) その他

- ・工事の着手は、交付決定通知書が交付されてから可能となります。

工事期間

- ・「工事中」および「工事完了時」は補助対象部分の写真を忘れずに撮影ください。写真は、完了実績報告書への添付が必要となります。特に補助対象部分が隠ぺい部分（工事完了時に隠れる部分）となる場合は、ご注意ください。完了実績報告時に対象部分の確認ができないと補助金は交付されません。
- ・領収書は、完了実績報告への添付が必要となりますので、それまでに工事代金の支払いを済ませてください。

変更申請

1) 受付

- ・申請内容に変更が生じた場合は、用紙にて申請を行ってください。

2) 交付

- ・審査の結果、支障なければ変更承認に関する通知書が交付されます。
- ・変更承認の交付に関する連絡は、メールで行います（メールアドレスがない方には、電話又はFAXでご連絡いたします）。なお、手続きを委任されている場合は、代理人に連絡いたします。
- ・通知書は建築指導課でお受け取りください。受け取りについてですが、申請時に返信用封筒などを同封していただければ、それを使用して送付することが可能です。

3) その他

- ・工事内容の変更に伴う増額変更はできません。
- ・変更部分の工事の着手は、変更承認が交付されてから可能となります。

完了実績報告

1) 受付

- ・工事が終了したら、用紙にて申請を行ってください。
- ・完了実績報告書は、工事終了後 20 日以内又は令和 9 年 1 月 29 日（金）のいずれか早い日までに提出が必要です。
- ・上記の提出期限内に提出が無い場合は、補助対象外となります。

2) 交付

- ・審査の結果、支障なければ交付確定通知書が交付されます。
- ・交付の連絡は、メールで行います（メールアドレスがない方には、電話又はFAXでご連絡いたします）。なお、手続きを委任されている場合は、代理人に連絡いたします。
- ・通知書は建築指導課でお受け取りください。受け取りについてですが、申請時に返信用封筒などを同封していただければ、それを使用して送付することが可能です。

補助金交付請求

- ・交付確定通知書が発行されましたら、用紙にて申請を行ってください。
- ・交付請求書の提出期限は、令和 9 年 2 月 26 日（金）です。
- ・交付請求がなされないと補助金は支払われません。

3 . 申請に必要な書類について

各申請には、次の図書が必要です。申請様式のダウンロードや抽選申込時のオンライン申請方法については、ホームページを参照ください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/kentiku/reform.html>

また、申請様式につきまして、インターネット環境がない方には、建築指導課にてお渡しできます。

(1) 抽選申込

- 1) 補助金抽選申込書
- 2) 見積書（本事業専用のもの。別冊資料 1 参照）
- 3) 抽選前自己チェックリスト
- 4) 委任状（代理者が抽選申込書を提出する場合）

(2) 補助金交付申請

- 1) 交付申請書（第 1 号様式）
- 2) 案内図
- 3) 工事内訳明細（工事を行う部分の性能向上内容が確認できるもの）を示した見積書（本事業専用のもの。別冊資料 1 参照）
- 4) 工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部位および設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）
- 5) 申請者が市税を滞納していないことを証する書類（滞納のない証明書）
証明書は市民税課（市役所 2 階）、コンビニ等にて取得可能です。取得に関しては佐世保市ホームページ又は市民税課へご確認ください。
- 6) 補助対象経費確認シート（第 2 号様式）
- 7) 申請手続きを代理人が行う場合は委任状（第 3 号様式）
- 8) 住民票の写し
住民票の写しは戸籍住民課（市役所 1 階）、コンビニ等で取得可能です。取得に関しては佐世保市ホームページ又は戸籍住民課へご確認ください。
- 9) 建物登記事項証明書
証明書は長崎地方法務局 佐世保支局で取得可能です。取得に関するお問い合わせは長崎地方法務局 佐世保支局にお尋ねください。
- 10) その他市長が必要と認める書類
性能が向上することがわかる資料等を添付ください。
その他、補助の対象条件を確認するうえで必要な資料等を求める場合があります。

(3) 計画の変更申請

- 1) 変更交付申請書 (第 5 号様式)
- 2) 補助対象経費確認シート (第 2 号様式)
- 3) 変更内容と変更額がわかる見積書 (本事業専用のもの。別冊資料 1 参照)
- 4) その他市長が必要と認める書類

(4) 完了実績報告申請

- 1) 完了実績報告書 (第 9 号様式)
- 2) 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者アンケート・事業者アンケート
- 3) 「施工中」および「完成」写真 (補助対象工事の部位および設備ごとに撮影したもの)
- 4) 領収書の写し
- 5) 納品書等 (工事を行った部分の性能向上が確認できるもの) の写し
- 6) その他市長が必要と認める書類

(5) 補助金の請求

- 1) 補助金交付請求書 (第 12 号様式)
- 2) 通帳の写し等 (振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号および口座名義が確認できる書類)

(6) 工事の中止

- 1) 中止届 (第 7 号様式)

4 . 補助対象工事について

対象工事は、次の（１）～（３）に該当する工事で、工事を行うことで住宅の性能が向上するものとなります。

（１）バリアフリー・安全型

1) 浴室、脱衣室の改修

- 設置する浴槽のまたぎ高さが小さくなる工事
- 床材に滑りにくい材料を使用する工事
- ヒートショック対策工事（壁および窓の断熱工事、埋め込み型暖房設備の設置工事）
- バリアフリーに配慮したユニットバスへの取替工事

2) 便所の改修

- 和式便器から洋式便器への取替工事
- 洋式便器で座高が高いものに取替える工事
- ヒートショック対策工事（壁および窓の断熱工事、埋め込み型暖房設備の設置工事）

3) 台所の改修

- 洗面台下にひざが入る空間のあるものへの取替工事
- 水栓器具をレバーハンドル等に取替える工事

4) 出入口の改良

- 引き戸、吊り戸、折り戸への取替工事
- シングルレバー、バー引き手への取替工事（扉の取替工事によりドアノブ・開閉装置が当該仕様になる場合を含みます。）
- 室と室の間の出入口幅が大きくなる工事。

- 事例 -

廊下	居室 / 便所 / 洗面・脱衣所
居室	居室
洗面・脱衣所	浴室 / 玄関 / 勝手口

5) 廊下等の拡幅

6) 階段の勾配緩和、足元照明の設置工事

- 階段の勾配が小さくなる工事（屋内のほか、前面道路(又は駐車場)から玄関までの屋外階段も含みます。）
- 階段への足元照明設置工事
- ノンスリップ材の設置工事

7) 手すりの設置

- 手すりを設置する工事（廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面・脱衣所等への設置工事が対象。また、屋内のほか、前面道路(又は駐車場)から玄関までの屋外通路に設置するものを含まず。）

8) 段差の解消等

- 廊下と居室、居室間および玄関等の段差を小さくする工事（段差解消のために行った床面の改修工事が対象となります。）

9) 電気配線・給水管等の改修

- 大型スイッチへの取替工事
- レバーハンドル式水栓への取替工事

10) ホームエレベーター等

- ホームエレベーター、段差昇降機等を設置する工事

11) シックハウス対策

- 第一種換気設備の設置工事（居室において、給気および排気ともに換気設備を設置する工事が対象です。）

(2) 省エネルギー型

1) 屋根の葺き替え・塗装

- 断熱、遮熱効果のある屋根材への葺き替え工事
- 断熱、遮熱効果のある塗料による塗装工事
断熱、遮熱効果がわかるカタログ等の添付が必要です。

2) 外壁の張り替え・塗装

- 断熱、遮熱効果のある外壁材への張り替え工事
- 断熱、遮熱効果のある塗料による塗装工事
断熱、遮熱効果がわかるカタログ等の添付が必要です。

3) 住宅の各部分の断熱改修

- 屋根又は天井、壁、床および開口部への断熱工事
屋根、天井、壁、床に断熱性能が向上する施工が必要です。
開口部は断熱性能が向上する建具の施工が必要です。

4) 高効率給湯器等

- 高効率給湯器の設置工事

- 事例 -

- (1)住宅用 CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- (2)住宅用潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）
- (3)家庭用燃料電池システム（エネファーム）

5) 高断熱浴槽への取替え

- 断熱効果のある浴槽への取り替え工事

断熱効果を有することがわかるカタログ等の添付が必要です。

6) 節水型トイレへの取替

- 節水効果のある便器への取替が対象です。

節水効果を有することがわかるカタログ等の添付が必要です。

(3) 防災型

1) 屋根の葺き替え

- 耐風瓦への葺き替え工事
- 上記以外の屋根工事

防災効果がわかるカタログ等の添付が必要です。

屋根の軽量化工事については、施工前後の屋根材の重量比較ができる資料の添付が必要です。

2) 外壁の張り替え

- 防火構造以上の壁への張り替え工事

防火性能を有することがわかるカタログ等の添付が必要です。

(認定仕様の場合は、仕様および認定番号が確認できる資料の添付)

3) 躯体の補強

- 基礎、土台、壁、柱、床、梁および階段等の補強工事

住宅の構造部分の全体的又は部分的な補強を行う工事が対象です。

腐食やシロアリにより劣化した部材を補修する工事を含まず。

4) 窓・ガラスの取替

- 合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取り替え工事
- 耐風サッシへの取り替え工事
- 飛散防止フィルムの設置工事

防災効果のわかるカタログ等の添付が必要です。

材料のみの購入は対象となりません。

5) 家具固定改修

- 家具の固定金物設置工事(家具の固定に必要な下地工事も含みます。)

固定金物のみの購入は対象となりません。

6) 耐震改修工事

- 耐震ベッドやシェルターの設置工事

シェルターの設置については、床面積の増加となるものは対象となりません。

商品のみの購入については対象となりません。

(4) その他

リフォーム工事の内容が(1) ~ (3) の対象工事となるか不明な場合は、ホームページの相談フォームからお問い合わせください。